

H29 善銀配分金



受付開始 11/6～ 11/30

南区社会福祉協議会「善意銀行」に寄せられた寄付金を活用して、地域福祉に取り組む団体を募集します。

《対象団体条件》

- ・地域福祉を推進することを目的とし、原則として南区内を中心に活動する団体
- ・会員数が5名以上かつ構成員の2/3以上が南区民であり、過去1年以上の活動実績がある団体
- ・平成30年1月～12月末までに配分金の活用に着手、完了できる団体

《配分内容》

A. 備品購入や修繕に関する整備費

B. 南区地域福祉推進のための先駆的事業費

対象

- ①ボランティア・NPO等市民活動団体 ②障がい当事者・家族団体
③地区社会福祉協議会 ④その他ボランティアセンター運営委員会が必要と認めたもの
※過去5年間(平成24～28年度)、上記配分を受けていない団体が対象です。



《過去の配分例》

- ・ボランティアグループ→調理器具、楽器、エプロン購入、座椅子、電動自転車等
- ・地区社協→広報用デジカメ、プリンター等購入費の一部としてご活用いただきました。

配分金額

必要経費総額の2/3以内で10万円以内。(1000円未満の端数は切り捨て)

C. その他

対象

ボランティアセンター運営委員会が必要と認めた団体の活動運営費

配分金額

上限10万円

★善意銀行配分について★

区民の皆さまから南区社会福祉協議会にお寄せいただいたご寄付は『善意銀行』としてお預かりしています。財源の有効活用と配分の明確化を図るため、「善意銀行配分指針」に基づき、民生委員・児童委員、地区社協、社会福祉施設、公募委員等の委員からなる「南区ボランティアセンター運営委員会」の審査を通じて、南区の地域福祉団体の活動支援に配分を行います。

《配分の流れ》

★南区社会福祉協議会に寄せられた寄付金〈H28年度は702,950円〉★

11月 善意銀行配分金受付募集
申請受付

12月 南区ボランティアセンター運営委員会 審査・配分決定・通知

H30.1月 配分

～南区の地域福祉活動にご活用下さい～

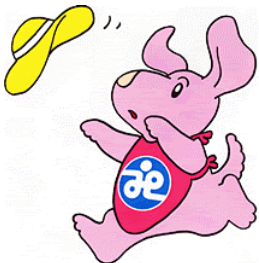
《申請方法/注意事項》

- 申請書は南区社会協議会窓口にて配付いたします。
ホームページからも入手可能です。<http://minami-shakyo.jp/work/zyoseikin/>
- 申請書に必要事項記載の上、南区社会福祉協議会窓口までご提出ください。
- 消せるボールペン、修正テープ等の利用は無効です。誤字は二重線と訂正印で修正してください。
- A、Bの申請は見積書を添付し、事業終了後平成31年1月末日までに報告書と領収書を提出してください。

《配分決定》

- 平成29年12月開催予定の南区ボランティアセンター運営委員会にて配分の審査・決定を行い、文書またはお電話にて各団体に結果を通知いたします。
- 配分は平成30年1月上旬予定です。

申請受付期間：平成29年11月6日(月)～30日(木)



問合せ先：南区社会福祉協議会
受付時間：土/日/祝日を除く
9:00～16:30
TEL：260-2510
担当/富村